広報ひだか広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 日高市長

申込者 住所(所在地)〒

法人名(団体名) 業 種 等 代表者職・氏名 電 話 番 号 担 当 者 氏 名

広報ひだか広告掲載要領第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 広告掲載号	年5月号	年6月号	年7月号	年8月号	年9月号	年10月号
	<i>E</i> 11 D D	Æ 10 B B	F 1 0 0	F 0 1 1	F 0 II II	F 4 D D
	年 11 月号	年 12 月号	年1月号	年2月号	年3月号	年4月号
2 広告掲載料	2, 00	0円×	号分=	=	円	
3 広告原稿						
4 文字形式	□明朝体 □ゴシック体					
5 備考						

- ※ 申込みに際しては、裏面の掲載条件等を確認してください。
- ※ 申込みについては、市政情報課広報・統計担当へ申し込みください。
- ※ 広告原稿は、別紙(様式自由)を添付することにより提出することができます。
- ※ 企業・団体等の業務内容がわかる書類を添付してください。

1 申込みにおける条件

- (1) 広告は、日高市広告掲載に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条各号に該当しないものの掲載とします。
- (2) 広告の規格、掲載位置等は、広報ひだか広告掲載要領(以下「要領」という。) によるものとします。
- (3) 広告掲載の手続きに係る経費等広告の掲載にかかる経費は、すべて広告主が 負うものとします。
- (4) 広告料は、指定する期限までに全額納付してください。
- (5) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- (6) 要綱第12条の規定により返還する広告料には、利子は付しません。(要領第10条)
- (7) 自己都合により、広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければなりません。(要領第11条1項)
- (8) 既納の広告料は、返還しません。(要領第11条2項)
- (9) 上記に掲げるもののほか、要綱及び要領の規定を遵守するものとします。

~日高市広告掲載に関する要綱~

(広告掲載基準)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としないものとする。
 - (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (4) 風俗営業等の規則及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に掲げる営業に該当するもの
 - (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載の対象として適当でないと認めるもの